

# 軽井沢町 新型コロナウイルス感染症対策 緊急資金融資制度

## 貸付対象者

町内に住所を有し、営業経歴がある者のうち、申請日現在において既に納期限が到来した町税の滞納がない者であって、次のいずれかに該当する者

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業信用保険法(1950法律第264号)第2条第5項4号及び同項5号のいずれかに該当する中小企業で、経営安定に支障を生じている者
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、危機関連保証制度要綱(2017.10.23中庁第1号)定める危機関連保証を利用する中小企業で経営安定に支障を生じている者
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1か月の売上高が前年同月に比べて10%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高が前年同期に比べて10%以上減少することが見込まれる者

## 貸付条件

貸付限度額	運転資金 2,000万円
貸付期間	7年以内(うち据置1年以内)
貸付利率	0.8%
利子補給	当初2年間 0.5%分を補給
信用保証料	軽井沢町により保証料の全額を補助

## お問い合わせ先

- ・軽井沢町商工会(0267-45-5307)
- ・軽井沢町 観光経済課(0267-45-8579)
- ・町内金融機関(八十二銀行 軽井沢支店、八十二銀行 中軽井沢支店、上田信用金庫 軽井沢支店、長野県信用組合 軽井沢支店)